

平成15年度 行政監査結果に基づき講じた措置

「地域活動に対する助成金について」

(1) 助成基準の整備

ア 助成金の根拠を明確にすべきもの

六甲山上の遊休保養所を活用した芸術文化活動推進モデル事業では、遊休保養所を宿泊も可能な芸術・音楽活動の拠点として活用することを目的として助成しているが、助成根拠となる要綱等が制定されておらず、事業実績報告書等の様式も定められていない。

(生活文化観光局観光交流課)

要綱等の基準を適正に整備し、助成事務を行われたい。

措置内容

助成根拠となる要綱を新たに制定するとともに、事業実績報告書等の様式を整備するなどの措置を講じた。(要綱の施行日は平成16年4月1日)

イ 助成基準の改善を検討すべきもの

基準間の整合性を図るべきもの

ふれあいのまちづくり助成では、助成実施要綱に定めのない事務の取り扱いについては各区において必要に応じて要領等を定めるものとされているが、助成対象条件について助成実施要綱と異なる基準を定めている事例が見受けられた。

(灘区まちづくり支援課)

実施要綱、要領等の基準間の整合性を図られたい。

措置内容

実施要綱と要領の整合性を図るため、平成16年3月29日付区長決裁により要領を改訂した。新要領では助成対象条件を要綱と等しいものとし、あわせて関係様式の整備を行うなどの措置を講じた。(新様式の施行日は平成16年4月1日)

助成対象経費の取り扱いの適正化を図るべきもの

パートナーシップ活動助成では、助成対象経費について直接経費の5%を間接費(事務局経費)として団体における実際の支出額にかかわらず一律に認め、助成金を交付している。

(市民参画推進局市民活動支援課)

助成金交付予定額として積算困難な費用を一定比率で見込むことは合理性が認められるが、収支決算報告時には支出額として確定できると思われるので、間接費についても実支出額により助成金を確定し、交付することを検討されたい。

措置内容

直接経費の5%としていた間接経費については、制度の見直しにより、実支出のみを助成額算出対象として取り扱うこととした。

助成限度の基準を設けるべきもの

東灘区広報掲示板設置補助では、単年度においては1自治組織当たり3か所以内の広報掲示板を助成対象としているが、自治組織の既設の掲示板数は考慮されていない。

(東灘区まちづくり推進課)

効果的な助成を行うため、掲示板1枚当たりの世帯数の基準を設けられたい。

措置内容

東灘区広報掲示板設置補助要綱において、効果的な助成を行うために掲示板1枚当たりの世帯数の基準に関する条項を新たに設けた。

(2) 助成事務の執行

ア 助成対象要件に基づいて適正に助成すべきもの

美緑化重点スポット美化活動助成では、助成対象団体の要件のひとつとして「原則として年4回以上の美化活動を実施すること」とし、従来制度の「継続して定期的な美化活動を実施」という規定より明確な内容としているが、実施回数が4回未満の団体に対して助成している事例が見受けられた。

(東灘区まちづくり推進課、北区まちづくり支援課)

助成対象要件を適正に審査して、要件が該当する団体に助成されたい。

措置内容

平成15年度より、要綱に沿った適正な助成を行う措置を講じた。(東灘区まちづくり推進課)

平成16年度からは4回以上の清掃のみ、助成する措置を講じた。(各美緑花美化活動団体にも通知済。)(北区まちづくり支援課)

イ 基準に基づいて助成金額を算定すべきもの

神戸市薬物等乱用対策推進地区組織活動補助金では、助成金は活動内容を点数換算して算定することとされているが、点数換算が基準どおりに行われていない事例が見受けられた。

(保健福祉局保健所地域保健課)

基準に基づく助成金交付により、団体の活動の活性化を図られたい。なお、基準が現状に則さない状況となっているのであれば、基準の見直しも併せて検討されたい。

措置内容

申請地区組織の活動内容について、追加ヒヤリングを実施し、平成16年3月に提出された申請書類に対する審査を基準どおりに実施した。

なお、基準の見直しについては、継続して検討してまいりたい。

西区民スポーツまつり助成では、助成額は参加者人数による区分で助成額を算定することとされているが、基準に基づかず前年度助成額により助成額が算定されていた。

(西区まちづくり支援課)

基準に基づいて助成金を算定し、公平な運用を図られたい。なお、基準が現状に則さない状況となっているのであれば、基準の見直しも併せて検討されたい。

措置内容

現状の参加者人数に則して基準の見直しを行い、平成16年度から新しい基準に基づいて助成金を算定する措置を講じた。(基準の改正は平成16年4月1日付)

ウ 活動状況、収支状況の報告を適正なものとするべきもの

収支状況報告書の提出を求めるべきもの

- ・市民の森管理運営助成金については、市民の森の管理に要する費用を助成としているが、管理活動の状況や収支報告を求めている。(建設局公園砂防部計画課)
- ・エコタウンまちづくりの推進では、エコタウン活動の企画及び運営に係る経費等を助成金の使途としているが、活動実績報告書の提出は求めているものの、収支状況報告書の提出は求めている。(環境局減量リサイクル推進課)

上記について、助成金使途の確認や助成額が適正かどうかの検証を行うため、収支状況報告書等の提出を求められたい。

措置内容

平成16年度から、市民の森管理運営助成金について定めてある市民公園関係助成要綱を改正し、事業完了実績報告書の提出により活動状況や収支についての報告を求めることとした。(建設局公園砂防部計画課)

平成16年度から、エコタウン活動実績報告書の様式として収支状況報告欄を設け、助成金使途の確認を行う措置を講じた。(環境局減量リサイクル推進課)

経費報告の改善を要するもの

(a) 収入の報告も検討すべきもの

青少年地域活動促進事業(神戸っ子きょうだいづくり事業)では、他収入も充当し助成額以上の事業の実施を求めているが、事業実施予算書、事業決算報告書では、収入状況の報告は求めている。(生活文化観光局青少年課)

収入状況の報告も求めて、活動実態の把握を行い、助成額が適正かどうかなど事業検討の情報把握に努められたい。

措置内容

平成16年度より、申請時には、収入予算書を、実績報告時には、収入決算書の添付を行うなどの措置を講じた。

(b) 運営費総額の報告を検討すべきもの

神戸総合型地域スポーツクラブの運営費助成では、収支予算書、収支計算書により収入支出状況の報告を求めているものの、収入支出額は助成金額と同額とする報告様式となっており、運営費の一部の報告となっている。(教育委員会事務局スポーツ体育課)

運営状況を把握できるように、クラブ運営費総額の収支状況の報告を求められたい。

措置内容

クラブ運営費総額の収支状況については、兵庫県からの補助金を基金管理している「スポーツクラブ21ひょうご神戸市推進委員会」(事務局：教育委員会スポーツ体育課)に対して報告されており、平成16年度より、当該委員会に提出された全体収支のわかるものをコピーし、添付することにより、全体の運営状況を管理できるようにした。

(c) 経費の内訳の記載を求めるべきもの

ハミング広場事業では、収支精算書において単独の支出項目で総額費用の9割以上を占めている支出項目についてその内訳の記載を求めている。(建設局公園砂防部管理課)

活動経費の執行状況が適切に確認できるように、適宜、経費内訳を確認されたい。

措置内容

平成16年度から、ハミング広場事業実績報告書の収支精算書の該当支出項目について、内訳の記載を求めることとした。

活動状況を適切に示す写真により確認すべきもの

助成対象の活動状況の確認に写真の提出を求めている助成金で、提出写真では活動内容が助成条件に該当しているかの確認が困難な事例が見受けられた。

(緑と花の市民協定 建設局公園砂防部計画課)

(道路愛護地域活動事業 建設局西建設事務所)

活動状況の確認の写真は、その状況を適切に確認できるものの提出を求められたい。

措置内容

道路愛護団体に対して、平成15年度から、作業対象路線ごとの作業現場写真の提出を求め、履行を確認している。

また、緑と花の市民協定についても、平成15年度から、活動状況を適切に確認できる写真の提出を求めている。

エ 助成金の精算を検討すべきもの

青少年育成地域活動の充実，有害環境浄化対策の推進(以下「青少年育成地域活動の充実等」という。)では，助成金は地区青少年育成協議会(区役所が事務局)に協議会支部数を考慮して交付され，さらに地区青少年育成協議会を通じて協議会支部にも交付されている。支部活動の休止等により支部への助成がされていない場合に，地区青少年育成協議会の支出総額が市助成額を上回っていることを理由として市への返還がなされていない事例が見受けられた。

(兵庫区まちづくり支援課)

今後の類似事例については，限られた財源の中で，市への返還も含めた助成金の効果的な執行を検討されたい。

措置内容

神戸市から地区青少年育成協議会への助成金額の精算基準のひとつとして支部(小学校区または中学校区ごとに結成)数があるが，これは，地区青少年育成協議会の活動対象地域の多寡を勘案した助成金額とするためであり，地区から支部への助成金交付を必要条件とするものではなく，助成金をどのような形で活用して青少年育成活動等に取り組むかは各地区の裁量にまかされている。また，地区青少年育成協議会への助成金の精算については，地区青少年育成協議会の支出の合計額が市の助成金額を下回った場合に行うこととされている。

ご指摘の平成14年度において助成金交付を行わなかった支部は，活動中であるが助成金申請がなかった支部と，当該年度に一時的に活動を休止していた支部である。当地区としては，当該支部として対応困難な部分をカバーするなど，地区全体の活動推進に取り組んでおり，助成金額を上回る支出額があったため，精算を行わなかったものである。

なお，市青少年課においては，精算手続をはじめとする助成金の適正執行について周知を図るため，地区青少年育成協議会と支部向けの会計事務の手引きを作成しており，当地区においても，手引きに基づき今後も適正な執行に留意していきたい。

オ 助成目的に沿った助成金使途の履行を図るべきもの

団体運営費の割合の適正化を図るべきもの

神戸市街づくり助成では，会議費等の団体運営費用は助成額の1割以内とされているにもかかわらず，その割合を超えた費用額を助成対象として認定している事例が見受けられた。

(都市計画総局地域支援室)

団体活動の活性化の観点から，団体における活動的経費の執行が高まるように努められたい。

措置内容

補助事業者に運営を改善するよう指導を行うとともに，全補助事業者に対して神戸市街づくり助成要綱・神戸市街づくり助成実施要領に基づき，助成の目的に沿った運営を行うよう周知徹底を行う措置を講じた。

協賛金的経費の執行の適正化を図るべきもの

助成金は，助成目的に沿った活動を助成団体自らが実施することを原則に交付されるが，

助成団体単独での実施が困難な活動，他団体との連携による活動の方が効果的であることなどの場合は，他団体への協賛金等としても経費執行されている。しかし，支出総額に占める協賛金等経費の割合が高い事例，必ずしも効果的と思われない活動への協賛金としての支出事例が見受けられた。

(神戸市街づくり助成 都市計画総局地域支援室)

(青少年地域活動の充実等 長田区・北区まちづくり支援課)

協賛的経費の執行は，助成目的の範囲が広くなり，各助成制度の本来の目的達成の点からは効果的と言いき難い場合もあるなど団体活動の形骸化にもつながるので，適正な経費執行となるように検討されたい。

措置内容

補助事業者に運営を改善するよう指導を行うとともに，全補助事業者に対して神戸市街づくり助成要綱・神戸市街づくり助成実施要領に基づき，助成の目的に沿った運営を行うよう周知徹底を行う措置を講じた。(都市計画総局地域支援室)

平成16年7月12日の支部長会で，協賛的経費の適正な執行について指導した。

平成16年度において，長田区内16支部を対象に，生活文化観光局青少年課発行の「会計事務の手引き」をもとに，まちづくり支援課による会計監査及び実施事業の把握を目的とした事業懇談会を実施予定である。(9月～12月で調整中)その際，協賛的経費の執行について，目的・効果・金額等の点について事業を精査し，必要に応じて改善指導していく方針である。(長田区まちづくり支援課)

当初計画の適正な執行を図るべきもの

ふれあいのまちづくり助成では，地域の課題改善への取り組みや地域特性を活かした先駆的な活動に対して区長が特に必要と認めた場合に助成しているが，地域での取り組み活動ではあるものの，事業実績が当初認定した事業計画の内容等と大きく異なっている事例が見られた。

(長田区まちづくり支援課)

助成決定時の活動計画の内容審査を適切に行うとともに，事業実施状況の把握に努め，助成金が団体において効果的に執行されるように図られたい。また，計画変更となる場合は，その変更の理由などの把握にも努められたい。

措置内容

平成16年度ふれあいのまちづくり助成の説明会(H16.3.22・H16.5.11)において，助成事業の計画変更時の協議・連絡につき説明・指導した。

平成15年度に初めて区内ふれあいのまちづくり協議会の全てについて，保健福祉局計画調整課発行の「会計事務の手引き」をもとに，まちづくり支援課による会計監査及び実施事業の把握を目的とした事業懇談会を，それぞれの地域福祉センターに出向き実施し，助成事業内容の変更時の協議・連絡についても説明・指導した。16年度においても，継続課題のあったところや，懇談希望のあったところについて，会計監査及び事業懇談会を実施する予定で，その際再度説明・指導の予定である。

カ その他改善を要するもの

事務処理の適正化を図るべきもの

違法駐車等追放推進地域活動助成では、違法駐車等が特に多く、市民運動の盛り上がりの見られる地域を申請に基づき指定し、区役所を通じて助成金を交付している。長期間休止中の団体に対する助成金も一旦、区役所へ予算令達し、年度末には再度戻入するなど不要な事務執行の事例が見受けられた。

(生活文化観光局振興課 旧：生活文化課)

活動が長期間休止中の地域に対する指定の妥当性を検討するとともに、事務処理方法、予算額の適正化を図られたい。

措置内容

平成16年度より、長期間休止団体への助成金について、区役所への予算令達を行わない措置を講じた。また今後は、区役所と連携しながら該当地域の違法駐車対策や活動実態などを詳細に把握し、指定の妥当性、予算額の適正化などの措置を講じる。

交付条件の履行確保を図るべきもの

(a) 地域への愛着づくり事業では、採択条件を付して助成金の仮交付決定をし、その履行状況を事業実績報告書等により審査し、助成金を確定交付している場合があるが、事業実績報告書等ではその履行状況の確認が困難な事例が見受けられた。

(生活文化観光局青少年課)

事業実績報告書等に採択条件の履行状況の記載を求めるなどして、条件の履行の確認を適正に行い、その記録を残されたい。

措置内容

平成16年度分より、事業実績報告書に、採択条件の履行状況報告欄を作成し、必ず記入する措置を講じた。

継続指定の適宜の見直しを行うべきもの

コミュニティホール助成では、そのホールの指定基準として「当該地域に適当な地域集会施設がないこと」とされているが、継続して指定されている施設の近隣に集会施設が現状では設けられている事例が見受けられた。（市民参画推進局市民活動支援課）

継続指定とする場合は、適宜、状況の変化に伴う指定の見直しを行うとともに、見直し状況の記録を残されたい。

措置内容

平成16年3月16日～19日にかけて当該施設及び近隣集会可能施設を实地調査した結果、全てのコミュニティホールにおいて、利便性、必要性が見受けられた。（利用料が安価である、近隣施設は混んでいて自治組織が利用できない、夜間・休日利用が困難である等）
利用状況報告書で利用団体数・利用日数などは把握しているが、今後、それに加えて、今回の調査結果と変化がないか、指定継続時に实地調査又は聞き取り調査を行うこととした。

(3) 助成手続

ア 申請時期の早期化の検討をすべきもの

パートナーシップ活動助成は提案型の活動助成で、申請内容を審査し、助成団体を決定しているが、申請受付時期が年度途中となっていることから、助成団体の活動開始時期が遅れ、活動期間が限定されたものとなっている。（市民参画推進局市民活動支援課）

助成団体の活動が早期に開始できるように、受付時期を早期とすることを検討されたい。

措置内容

平成16年度からは、募集開始を4月とした。

イ 様式間の整合性を図るべきもの

老人クラブ助成では、提出する書類様式において助成活動の分類が書類により異なっている。（保健福祉局高齢福祉課）

提出書類の様式間の整合性を図られたい。

措置内容

事業計画書・実績報告書（様式第3号）の「行事の区分」欄と、予算・決算報告書（様式第4号）の「2.支出 事業費欄」は、平成16年度から、項目をあわせるよう変更した。

(4) 助成金の交付時期

同一制度の助成金の事務処理にもかかわらず、助成金の交付時期が遅くなっている窓口の事例が見受けられた。

（違法駐車等追放推進地域活動助成 兵庫区・北区・垂水区の各まちづくり支援課）

(市民花壇制度 東灘区まちづくり推進課)

(市民公園 建設局西建設事所)

申請書類の提出依頼時期を早めるなどして、早期の助成金交付に努められたい。

措置内容

平成16年度からは、年度当初の段階より事務手続きを行い、7月中に交付を完了している。今後も早期の助成金交付に努めたい。(兵庫区まちづくり支援課)

平成16年度は申請書の提出依頼を4月に行い、6月中に助成金の支出も完了した。(1団体を除く)(北区まちづくり支援課)

平成16年度より、申請書類の集約時期等を早めて、交付時期の改善を行う措置を講じた。(東灘区まちづくり推進課)

(6) 助成金の効果の検証と見直し

イ 助成目的の達成に努めるべきもの

神戸市地域集会所新築等補助金は、コミュニティの活動拠点確保に資することを目的としており、助成後の集会所の利用確保が図られる必要があるが、助成集会所施設の利用が十分でないと思われる事例が見受けられた。(市民参画推進局市民活動支援課)

補助金交付申請書、事業計画書に集会所利用計画の項目を新たに設け、集会所利用の見込みを助成前に確認するなどして、集会所利用の確保を図られたい。

措置内容

集会所の利用については、それぞれ自治組織の構成員の人数に違いがあるので、一概に利用頻度の多寡は言えないが、16年度助成分より、集会所利用見込みも考慮して助成決定することとした。

ウ 類似の助成金等の見直しを検討すべきもの

助成対象活動の見直しを検討すべきもの

老人クラブ助成では、毎月継続的に実施される社会奉仕活動を対象とする活動補助金がある。各老人クラブの実績報告では、社会奉仕活動としては清掃活動が多いが、毎月実施されていない事例が見受けられた。また、現状では、市の他の助成制度で美化活動等の社会奉仕的活動を支援するものができており、そうした助成制度の活動に老人クラブが参加している事例も見受けられた。(保健福祉局高齢福祉課)

市の他助成制度の状況も考慮しながら、老人クラブ助成の対象の具体的な社会奉仕活動を検討するなどして、助成制度の見直しを検討されたい。

措置内容

「老人クラブ活動補助金」については、平成16年度から、県の補助要綱を参考に子育て支援・地域見守り活動を主体とした地域福祉活動に変更した。（補助要綱及び様式を変更した。）
なお、他に補助等を受けている活動については、その補助額を差し引いた額が老人クラブ補助の対象経費になるという原則について、再度、徹底した。

事業施策と助成事業の整合性を図るべきもの

「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」では、農村地域の活性化等を図るため、住民が主体となった「里づくり」として、各地域の「里づくり協議会」が策定する里づくり計画に基づく事業の推進等を想定している。「里づくり支援制度」では、その事業費用の一部を助成している。一方、主に里づくり協議会以外の地域団体が実施する事業に対して「里づくり支援制度」の要綱を準用して区局連携事業による助成が行われている。その場合、里づくり計画の策定も条件とされていないなど「里づくり」の助成制度としては整合性に欠けるものとなっている。

（産業振興局農政計画課）

区局連携事業による助成は、その実績が多くなってきており、「里づくり」の助成制度として整合性のある位置付けを検討されたい。

措置内容

区局連携事業による助成については、「里づくり」の助成制度として整合性のある位置付けを行うため、関係部局と検討の上、新たに要綱を制定した。（要綱施行日は平成16年4月1日）